

## 議 事 概 要

会議名	第1回 横浜市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム指定管理者選定委員会
日 時	令和8年5月19日(火) 14:00~15:30
場 所	横浜市役所 12階 N03 会議室
出席者	内田委員、大杉委員、釘谷委員、宮崎委員、山口委員
傍聴者	2名
議 題	1 横浜市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム 指定管理者選定委員会開催にあたり(高齢健康福祉部長あいさつ) 2 委員及び事務局紹介 3 委員長の選出 4 指定管理者選定対象施設の概要説明 5 公募要項、業務の基準等の検討 6 意見交換 7 今後のスケジュールについて 8 その他

### 〔議事要旨〕

- 1 横浜市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム  
指定管理者選定委員会開催にあたり(高齢健康福祉部長あいさつ)
- 2 委員及び事務局紹介
- 3 委員長の選出

事務局から「横浜市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム指定管理者選定委員会運営要綱」(以下、委員会要綱)の内容及び、委員会要綱第6条第1項に基づき、委員長を互選により選出することを説明。

#### ○委員意見

宮崎委員を推す意見あり。反対意見なし。

**・宮崎委員を委員長に選任**

#### ○委員長あいさつ

今回の選定対象施設にはそれぞれ「横浜市」という言葉がつくため、市民の方たちにとっては、市が非常に関わりのある施設であるという認識をもつと思います。

そのため、委員の皆様には積極的なご発言をしていただき、指定管理者を選定していきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 4 職務代理者の選出

事務局から「横浜市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム指定管理者選定委員会運営要綱」（以下、委員会要綱）の内容及び、委員会要綱第3条第3項に基づき、委員長職務代理者を委員長の氏名により選出することを説明。

○宮崎委員長より

山口委員を指名。

・山口委員を職務代理者に選任

#### 5 指定管理者選定対象施設の概要説明

事務局から、各施設概要について説明

#### 6 公募要項、業務の基準等の検討

事務局から各施設の公募要項・業務の基準等の原案について説明

##### (1) 公募要項、業務の基準についての委員意見

ア 近年の物価高騰により、ガソリン代や食事の材料費の値上げが深刻なものとなっているが、「物価変動」を協議で決めるというのは大丈夫なのか。

イ 「業務の基準」の文体が敬体と常体で混在している。

ウ 近年、安定的な人員確保に課題があると考えますが、短期的な人手不足の補填として、スポットワークの活用が有効になる一方、教育面や介護の質に影響が出る可能性がある。当該点について、現時点で資料上では特段の言及はないが、記載すべきではないか。

エ 虐待防止については、審査基準には一定の位置づけがある一方で、業務基準には明確な記載がない。虐待防止は重要な論点であり、単なる評価項目に留めるべきではなく、基準にも明記すべきではないか。

##### (2) 公募要項、業務の基準についての事務局説明

ア 物価高騰については、国の動向等を見ながら、令和4年度から毎年支援を行っている。今後も国の動向に注視し、現場の皆様の声を受け止めながら支援していく。

イ 「業務の基準」の文体は常体で統一する。

ウ スポットワークであることのみをもって、その採用を一概に否定することは適切ではなく、また雇用形態について一律の基準を設けることは難しい。

エ 応募関係書類には「高齢者虐待防止の取組・考え方」について、応募法人の考え方を審査する項目が設けられている。日々の運営の中で確実に実施されるべき内容の一つと考えられるので、業務基準への追記について事務局で検討する。

##### (3) 選定基準についての委員意見

ア 財務状況の点数配分については、公認会計士である委員が専門的観点から評価・採点を行い、その他の委員はその採点を参考にそれぞれが評価を行うという運用でよい

か。

イ 他自治体では、特養の定員を満たせていない施設も多く見受けられるが、当該施設は問題ないのか。財務状況と合わせ、運営の持続性について、専門的観点から十分に確認すべき。

ウ 応募書類だけでは把握しきれない部分もあるため、施設見学を行い、実際の運営状況を踏まえて評価していく必要がある。また、社会福祉施設は災害があった際に、拠点施設となるため、BCPについてもきちんと確認していきたい。

エ 経費削減への取組とは具体的にどのような取組を想定しているか。

#### (4) 選定基準についての事務局説明

ア そのような運用でも差し支えない。⇒委員全員異議なしで了承。

イ 当該施設については、200人を超える待機者がおり、また稼働率も高い水準で推移していることから、現時点で高い需要が見込まれている。評価項目においても、医療的ケアの受入体制など、利用ニーズの高い層への対応力を評価することで、高齢社会の中で持続的な運営ができるようにしていく。

ウ 応募書類や法人からのヒアリングで内容を確認し、現地視察と合わせて評価するものと考えている。

エ 照明のLED化による電気使用量や、水道使用量の管理・見直しや、ICT等の活用による取組を想定している。

### 7 意見交換について

#### ○委員意見

ア 審査基準には施設職員の研修に関する項目はあるが、施設長の資格を取るための研修は何かあるのか。

イ 選定後においても、行政から法人へ要望を伝えることは可能か。選定した際の水準の維持だけで終わるのではなく、改善できるところは改善しより良い施設にしていってほしい。

#### ◆事務局説明

ア 施設長の資格要件は規定されており、また、施設長に対する研修も同様に定められている。

イ 介護施設の運営にあたっては、必要に応じて横浜市の考え方等を伝える機会はある。今回の委員からの意見についても、法人に対してしっかりと伝えていきたい。また、年度末には事業報告の提出を求めており、取組状況の確認を行う予定である。運営内容が後退することのないよう、引き続き市としても確認・指導を行っていく。

### 8 今後のスケジュールについて

事務局から、今後のスケジュールについて説明

### 9 その他

特になし